

一般国道203号【山本バス停留所に設置される上屋の広告掲示板に添加される広告物】  
入札占用指針

1. 概要

(1) 入札対象施設等

道路法施行令（昭和27年政令第479号）第7条第1号に定める看板（バス停留所に設置される上屋の広告掲示板に添加される広告物）

(2) 道路の占用の場所

① 所在地 佐賀県唐津市山本字日出来地内（山本バス停 下り線）

② 占用面積 0.8㎡（別添、位置図等参照）

(3) 道路の占用の開始の予定時期

令和3年4月1日

(4) 道路の機能又は道路交通環境の維持を図るために入札対象施設等の設置に伴い求める措置

- ・バス停上屋近傍箇所の定期的な清掃（月1回）
- ・一般国道203号における道路の異常（穴ぼこ、崩壊、落下物、汚れ）等を発見した場合の道路管理者への緊急通報

(5) 認定の有効期間

20年

(6) 占用料の額の最低額

760円（1㎡当たり）

道路法施行令別表に定める単価 × 国土交通大臣が定める期間

760円

1年

（唐津市4級地）

(7) バス停上屋及び上屋の広告掲示板に添加される広告物の維持管理等について

- ・バス停上屋及び上屋の広告掲示板に添加される広告物の維持管理等については、添加広告物の占用者が実施するものとする。
- ・道路管理者と占用者により、別添のバス停上屋及び上屋の広告掲示板に添加される広告物の維持管理等に関する覚書を締結するものとする。

2. 占用入札参加資格

(1) 入札占用計画が、入札占用指針に照らし適切なものであること

(2) 入札対象施設等のための道路の占用が、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第33条第1項の政令で定める基準に適合するものであること

(3) 入札対象施設等のための道路の占用が、道路の交通に著しい支障を及ぼすおそれが明らかなものでないこと

(4) 入札占用計画の提出者（提出者が法人又は団体である場合は役員その他経営に実質的に関与している者を含む。）が次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと

- ① 道路占用許可の手續を履行する能力を有しないと道路管理者が認めるとき
- ② 道路の占用についての占用料を納める能力を有しないと道路管理者が認めるとき
- ③ 法第71条第1項の規定に基づく監督処分を受けて是正がなされていないとき
- ④ 法第73条第1項の規定に基づく督促状により督促をしているとき
- ⑤ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- ⑥ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者の損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ⑦ 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- ⑧ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- ⑨ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- ⑩ その者に道路を占用させることが、公序良俗に反し、社会通念上不適當であると道路管理者が認めるとき

なお、道路の占用に当たって道路交通法第77条第1項の規定による道路使用許可が必要になる場合は、提出された入札占用計画を基に、施設の配置計画や工事施工の際の道路の規制方法等について、唐津警察署と協議を行います。唐津警察署への事前相談、お問い合わせはおやめください。

### 3. 入札占用計画の作成等

#### (1) 入札占用計画の作成要領

様式1～4（A4判）により、作成してください。提出された入札占用計画を審査し、入札対象施設等のための道路の占用の許可を行うことの可否を判断します。

なお、提出された入札占用計画に形式上の不備や要件の不足等がある場合には、内容の追加、修正を求めることがあります。また、本入札占用指針において示した事項以外の内容を含む入札占用計画については、無効とすることがあります。

様式	留意事項
入札占用計画（様式1）	<p>① 「占用計画期間」の欄には、本入札占用指針に定められた認定の有効期間内において占用を希望する期間を記載願います。</p> <p>② 「占用の期間」の欄には、①の期間に合わせて占用の開始の時期、占用の終了の時期を記載するとともに、5年ごとに占用許可の更新手続が必要となりますので、それぞれの更新の時期を記載願います。</p> <p>③ 「添付書類」の欄には、道路の占用の場所、設置する施設等の構造等を明らかにした図面その他の入札占用計画に添付する書類名を記載願います。</p>

<p>入札対象施設等の設置に伴い必要となる清掃その他の措置（様式2）</p>	<p>①施設等の管理、安全対策等の実施体制、方法等を記載願います。</p> <p>②日常的な道路の点検、占用区域内の清掃等について、実施体制、方法等を記載願います。</p> <p>※ 占用入札に参加するための必須事項となりますので必ず記載願います。その他、道路の管理に資する取組があれば併せて記載願います。</p>
<p>法人概要（様式3-1）及び役員名簿（様式3-2）</p>	<p>事業の内容、役員の氏名等を記載願います。</p> <p>なお、個人の場合は、様式3-1は不要であり、様式3-2により、氏名、生年月日等を記載願います。</p>
<p>暴力団排除に関する誓約書（様式4）</p>	<p>記載事項を確認の上、氏名等を記載願います。</p>

## （2）入札占用計画の提出期限、場所及び方法

### ① 提出期限

令和3年1月29日 17時まで【必着】

期限までに以下の提出場所に到達しなかった場合には、いかなる理由をもっても受理しません。

### ② 提出先

〒849-0924 佐賀県佐賀市新中町5-10

佐賀国道事務所 3F 管理第一課

電話 0952-37-1401

### ③ 提出方法

上記②へ持参又は送付（書留郵便又は信書便に限る。）してください。

## 4. 入札までの流れ

### （1）担当部局

〒849-0924 佐賀県佐賀市新中町5-10

佐賀国道事務所 3F 管理第一課

電話 0952-37-1401

### （2）入札占用指針に関する質問書

入札占用指針の内容について質問がある場合には、書面（様式5）にて質問を受け付けます。質問書に対する回答は、HPにて閲覧に供することとします。

なお、入札の公平性を確保するため、提出された入札占用計画についての個別の質問等について回答はしかねますので、ご了承ください。

<http://www.qsr.mlit.go.jp/sakoku/shinsei/senyonyusatu/index.html>

### ① 質問書の提出方法

郵送又はFAXによるものとします。

② 提出先

〒849-0924 佐賀県佐賀市新中町5-10

佐賀国道事務所 3F 管理第一課

電話 0952-37-1401 FAX 0952-33-3113

E-mail qsr-sakoku@mlit.go.jp

③ 質問書の申込期間

令和2年12月21日から令和3年2月18日17時まで

(ただし、入札占用計画の作成に関する質問は、令和3年1月29日17時まで)

(4) 入札参加資格の確認通知

提出された入札占用計画に基づき、占用入札参加資格の有無を確認し、書面をもって、(道路管理者)より通知します。

なお、占用入札参加資格要件を満たしていない者に対しては、理由を付して通知します。

また、占用入札参加資格要件を満たさない理由について、書面にて説明を求めることができます。この説明を求める場合は、様式6に必要事項を記載の上、提出してください。

① 質問書の提出方法

郵送又はFAXによるものとします。

② 提出先

〒849-0924 佐賀県佐賀市新中町5-10

佐賀国道事務所 3F 管理第一課

電話 0952-37-1401 FAX 0952-33-3113

E-mail qsr-sakoku@mlit.go.jp

③ 質問書の提出期限

令和3年2月18日17時まで

## 5. 入札の実施

### (1) 入札書の提出

占用入札参加資格があることの確認を受けた入札参加者は、本入札占用指針を熟覧の上、下記のとおり入札書を提出してください。

なお、以下の提出日時までに入札書(様式7)を提出しない者は、本入札に参加することができません。

① 提出方法

ア 持参又は送付(書留郵便又は信書便に限る。)してください。

イ 入札書を持参する場合には、封かんの上、入札参加者の商号又は名称、代表者名(個人の場合は氏名)、入札占用指針件名を表記し、提出してください。

なお、提出するに当たっては、道路管理者により占用入札参加資格があることの確認を受けた通知書(以下「占用入札参加資格確認通知」という。)を持参してください。

ウ 送付により入札書を提出する場合は、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、占用入札参加資格確認通知と封かんした入札書を同封してください。

エ 代理人が入札に参加する場合には、入札書に加えて、委任状（様式8）を提出してください。

② 提出期限

持参の場合：令和3年3月2日正午まで

送付の場合：令和3年3月1日まで（必着）

③ 提出先

〒849-0924 佐賀県佐賀市新中町5-10

佐賀国道事務所 3F 管理第一課

電話 0952-37-1401

E-mail qsr-sakoku@mlit.go.jp

(2) 入札にあたっての注意事項

ア 入札書の住所、商号又は名称及び氏名欄は、代表者若しくは委任を受けている場合はその代理人に記載、押印してください。

イ 入札済みの入札書は、いかなる理由があっても、書き換え、引き替え又は撤回することはできません。

ウ 入札者又は代理人は、本件入札について他の入札者の代理人を兼ねることはできません。

(3) 開札日時、場所

① 日時 令和3年3月2日（火）14時00分

② 場所

〒849-0924 佐賀県佐賀市新中町5-10

佐賀国道事務所4階 南会議室

ア 来庁の際には、駐車場はありませんので、電車・バス等の公共交通機関をご利用ください。

イ 入札当日の受付は、入札開始時刻の20分前から行います。

ウ 入札会場への入場は、参加者1者につき、1名までとします。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

ア 占用入札参加資格のない者のした入札

イ 入札占用計画に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 指定の時刻までに提出しなかった入札

エ 所定の入札書によらない入札

オ 記名、押印を欠く入札

カ 入札者又はその代理人が1人で2枚以上の入札をした場合、そのすべての入札

キ 入札者及びその代理人がそれぞれ入札した場合、その双方の入札

ク 委任状の提出がない代理人がした入札

ケ 入札金額、入札者の氏名その他主要部分が識別しがたい入札

コ 入札金額を訂正した入札

サ 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札

(5) 入札の延期等

入札者（代理人が入札する場合にあっては代理人。以下同じ。）が連合し又は不穩の挙動をするなどの場合であって、入札を公正に執行することができない状態にある

と認められるときは、当該入札を延期し又はこれを取り止めることがあります。

#### (6) 開札

開札は、入札者を立ち合わせて行います。やむを得ず入札者以外の者を立ち合わせる場合には、委任状（様式8）を提出してください。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行います。

- ① 入札者は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできません。
- ② 入札者は、開札場に入場した後においては、入札関係職員がやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することはできません。
- ③ 開札をした場合において、入札占用指針に定められた占用料の額の最低額以上の入札がないときは、再度の入札を行います。この場合において、入札者は道路管理者が定める時刻までに再度の入札書を提出してください。ただし、開札に立ち会わなかった者は再度の入札に参加することはできません。

#### (7) 落札者の決定方法

- ① 有効な入札を行った者のうち、入札占用指針に定められた占用料の額の最低額以上であり、かつ、最も高い占用料の額をもって入札額として申し出た者を落札者と決定します。占用料の額は1年間における1㎡当たりの額であり、入札額として申し出た当該額の多寡を比較するものとします。
- ② 落札となるべき同額の入札をした者が2者以上あるときは、道路管理者は、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定いたします。
- ③ 当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

#### (8) 落札者決定の通知、公表

落札者を決定したときは、落札者に対し、道路の占用の場所、落札額、入札占用計画の認定予定日を通知します。また、ホームページに入札の実施結果（道路の占用の場所、開札結果（落札・不調等の別）、落札者（個人の場合は「個人」とします。）、落札額）を公表します。

#### (9) 落札者決定の取消し

無効の入札を行った者を落札者としていた場合、落札者が落札者決定後の手続を辞退した場合には、落札者決定を取り消します。

### 6. 入札占用計画の認定

#### (1) 認定の公示及び通知

落札者が提出した入札占用計画を認定した場合、入札占用計画の認定日、認定の有効期間、道路の占用の場所及び認定を受けた入札占用計画（以下「認定入札占用計画」という。）の提出者（個人の場合は「個人」とします。）等について、事務所に備え付けるとともに、ホームページに掲載します。また、落札者に対しては、入札占用計画の認定日、認定の有効期間、占用許可申請の手続に関する留意事項等を通知します。

なお、警察署との協議の結果等を踏まえ、入札占用計画を認定するにあたってその内容の修正を求めることがあります。

#### (2) 認定入札占用計画の変更

災害等による道路状況の変化により入札対象施設等の構造を変更する場合、景況による需要の変化により占用の期間を短縮する場合等、真にやむを得ない事情により、認定入札占用計画を変更する必要がある場合には、変更の認定を受ける必要があります。

また、周辺の交通実態等について当初予想されなかった変化があり、警察から認定入札占用計画の変更を求められた場合に、当該計画の変更を求めています。

### (3) 認定の取消

認定入札占用計画の提出者（以下「認定計画提出者」という。）に占用入札参加資格がないことが明らかになった場合、認定計画提出者が無効の入札を行ったことが明らかになった場合その他認定計画提出者が詐偽その他不正な手段により認定を受けたと認められる場合には、当該認定を取り消します。

また、道路の管理上の事由その他公益上やむを得ない必要が生じた場合は、認定を取り消すことがあります。

## 7. 道路の占用の許可

### (1) 占用許可申請手続

認定計画提出者は、当該計画に基づき、次の関係書類を添えて、下記の窓口へ占用許可申請を行ってください。

#### ① 申請窓口

〒847-0002 佐賀県唐津市山本字中園1437  
佐賀国道事務所 唐津維持出張所 管理二係  
電話 0955-78-0058

#### ② 申請書類

- ア 道路占用許可申請書
- イ 認定された入札占用計画
- ウ 入札占用計画認定通知（写し）
- エ 委任状（代理申請の場合のみ）
- オ その他道路管理者が必要であると認める書類

#### ③ 申請期限

- ア 占用許可申請は、入札占用計画の認定日から15日以内に行ってください。
- イ 特段の理由無く、占用許可の申請手続を行わない場合は、入札占用計画の認定を取り消すことがあります。

### (2) 占用許可の条件

#### ① 一般条件

1. 許可書に記載されている内容及び条件に違反したときは、許可（回答）を取り消し道路を原状に回復させることがある。
2. 占用により道路を損傷したときは、同上出張所長の指示に従い占用者の負担により復旧すること。
3. 占用物件は道路構造及び道路交通上又は公益上支障とならないよう維持管理すること。なお、これらのことについて同上出張所長が指示したときはその指示に従うこと。
4. 占用に起因して道路管理者に損害を与え又は第三者と紛争を生じたときは、速やかに同上出張所長に届け出ること。また、占用者が損害を賠償し紛争を解決すること。
5. 相続、合併その他の一般承継を受けた者はその承継の日から30日以内にその旨を同上出張所長を経由して届出ること。

6. 占有物件の譲渡、転貸等はしてはならない。やむを得ない場合は、道路管理者の許可を得ること。
7. 住所、氏名もしくは商号を変更したときは、30日以内に同上出張所長に届け出ること。
8. 占有の期間が満了した場合又は占有を廃止した場合は同上出張所長に届出て原状回復についての指示を受けること。
9. 年度途中で占有廃止されても占有料の返納はいたしません。
10. 占有の期間が満了後、引続き占有しようとするときは期間満了の10日前までに「道路占有許可申請書」（更新）を提出し許可を受けること。
11. 占有物件を修繕（補修）し又は構造を変更しようとするときは予め同上出張所長に届出て必要な指示を受けること。
12. 法令の改正により占有料の額が変更される場合は改正後の規定により徴収することがある。
13. 占有料金は別途分任歳入徴収官が発行する納入告知書により指定期限までに国庫に納入すること。
14. 許可なく占有物件の増築、改築を行わないこと。
15. 許可された占有物件以外に新たに無許可で占有物件を設けないこと。
16. 占有料金に疑問がある場合には、佐賀国道事務所管理第一課占有係に問い合わせること。
17. 占有期間が満了したときには路面を清掃し原形に復旧すること。
18. 事故等が発生した場合は、遅滞なく同上出張所長へ連絡し、事後の対応策を報告すること。

### (3) 占有許可の期間

認定した入札占有計画に記載された期間中、占有を認めます。ただし、5年ごとに更新の手続が必要となり、更新に当たっては事業継続の意思確認をするとともに、当該施設が道路構造に支障を生じさせていないこと及び許可条件違反がないことなどを確認します。

### (4) 占有料の額及び支払方法

- ① 占有料の額は、認定入札占有計画の提出者が入札において申し出た額に入札占有指針に定められた占有面積を乗じた額とします。
- ② 土地の価格の上昇等を踏まえて道路法施行令別表に定める占有料の額が改定され、落札額を上回った場合には、改定後の占有料の額を適用して徴収します。
- ③ 占有料の支払いは、占有を許可したときに当該年度分を支払い、次年度以降においては、当該年度の占有料を毎会計年度4月30日までに支払うものとします。  
なお、支払い方法は、分任歳入徴収官が発行する納入告知書により納めるものとします。
- ④ 年度途中での占有開始又は終了の場合は、同年度の占有料は月割計算とします。  
また、徴収する金額が100円未満であった場合には、これを100円に切り上げた額とします。
- ⑤ 指定された期日までに占有料が納付されない場合には、道路法第73条に基づき延滞金を徴収する場合があります。
- ⑥ 既納の占有料は還付しません。

## 8. その他



- (1) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとします。
- (2) 入札占有計画の作成、提出等に要する費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された入札占有計画の内容変更、差し替え及び再提出は認めません。ただし、道路管理者から補正指示等を行う場合はこの限りではありません。
- (4) 提出された入札占有計画について、提出者に無断で二次的な使用をすることはできません。ただし、占有入札参加資格の確認のため、提出された書類及び個人情報について、警察に提供することがあります。
- (5) 認定した入札占有計画の内容については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- (6) 認定しなかった入札占有計画は、原則として返却いたしません。なお、返却を希望する場合には、その旨を入札占有計画を提出する際に申し出てください。